

佐賀県乳用牛確保・改良促進対策事業費補助金交付要綱

制定	令和 5 年 3 月 31 日付け畜第 4159 号
一部改正	令和 6 年 3 月 29 日付け畜第 3682 号
一部改正	令和 7 年 3 月 25 日付け畜第 3149 号
一部改正	令和 8 年 3 月 31 日付け畜第 3369 号

(趣旨)

第 1 条 知事は、酪農経営の改善及び県内生乳生産量の維持拡大を図るため、畜産農家をはじめとする関係者が連携する畜産クラスター協議会が、高能力な乳用牛の外部導入や後継牛の確保、性判別精液の利用推進により乳用牛群の改良を促進する取組に要する経費、繁殖成績向上に資する取組に要する経費に対して、予算の範囲内において補助金を交付することとし、その補助金については、佐賀県補助金等交付規則（昭和 5 3 年佐賀県規則第 1 3 号。以下「規則」という。）及びこの要綱に定めるところによる。

(定義)

第 2 条 本事業における用語の定義については、次のとおりとする。

(1) 畜産クラスター協議会

畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業補助金交付等要綱（平成 28 年 1 月 20 日付け 27 生畜第 1572 号農林水産事務次官依命通知。）第 4 の 1 の規定に基づき設立する協議会であって、畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業実施要領（平成 28 年 1 月 20 日付け 27 生畜第 1621 号農林水産省生産局長通知。以下、実施要領という。）の第 2 に定める要件を満たすのをいう。

(2) 畜産クラスター計画

畜産クラスター協議会が定める地域一体となって畜産の収益性の向上を図るための計画であって、知事により実施要領第 3 に定められた基準を全て満たすものとして認定されたもの（既に認定を受けた畜産クラスター計画を改正し、当該改正に係る知事の認定を受けたものを含む。）をいう。

(3) 事業実施主体

(1) に規定する畜産クラスター協議会とする。

(4) 取組主体

(2) に位置付けられた酪農家又は農業協同組合とする。

(交付の対象経費及び補助率)

第 3 条 補助金の交付の対象経費及びこれに対する補助率は次の表のとおりとする。

取組内容	補助対象経費	補助率
高能力な乳用牛の外部導入	・取組主体が、経営内の牛群改良の基礎となりうる能力を持つ高能力な乳用牛を購入するのに要する経費。ただし、ホルスタイン種の初妊牛に限る。	定額 乳用種を妊娠している初妊牛 (以下「初妊牛（乳用種）」という。) : 70,000 円/頭 交雑種、和牛を妊娠している初妊牛 (以下「初妊牛（F1, 和牛）」という。) : 35,000 円/頭

自家育成による後継牛の確保	・取組主体が自家育成により確保した乳用雌子牛の育成に要する経費 (ただし、事業完了日までに死亡した場合は補助対象外とする。)	定額 20,000/頭
高能力な乳用牛の性判別精液の購入	・取組主体が、高能力な乳用牛の性判別精液を購入するのに要する経費	性判別精液 1 本あたり 1,500 円を超える額の 1 / 2 以内
簡易妊娠判定技術による早期の妊娠判定	・取組主体が、簡易妊娠判定技術（乳汁検査）による早期の妊娠判定に要する経費	検査経費の 1 / 4 以内
繁殖成績向上のための研修会の開催等	・取組主体が、繁殖成績向上のための研修会等の開催に要する経費。 <u>(1)</u> 研修会開催に係る経費 (資料代、お茶代など) <u>(2)</u> 講師派遣に係る経費（謝金や旅費など） <u>(3)</u> その他特に必要と認められる経費	補助対象経費の 1 / 2 以内

(暴力団排除規定)

第 4 条 事業実施主体及び取組主体は、自己又は団体の構成員等が、次のいずれにも該当する者であってはならない。

- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- (2) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- (3) 暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者
- (4) 自己、団体若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
- (5) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
- (6) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- (7) 暴力団又は暴力団員であることを知りながら、これらを利用している者

2 事業実施主体及び取組主体は前項の（2）から（7）に掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人ではあってはならない。

(補助金の交付申請)

第5条 規則第3条第1項に規定する補助金交付申請書は、様式第1号のとおりとする。

2 前項の補助金交付申請書の提出期限は、知事が別に定める日とし、その提出部数は1部とする。

3 事業実施主体は、第1項の申請書を提出するに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。

ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかでない場合は、この限りではない。

4 規則第4条第3項に規定する補助金の交付の申請が到達してから当該申請に係る補助金等の交付の決定をするまでに通常要すべき標準的な期間は、30日とする。

(補助金の交付の条件)

第6条 規則第5条の規定により補助金の交付に付する条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 規則及びこの要綱の規定に従うこと。

(2) 補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容を変更する場合においては、知事の承認を受けること。ただし、補助金額に変更の無い場合で、事業主体の変更及び事業費の30%を超える増減以外の変更については、この限りではない。

(3) 補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、知事の承認を受けること。

(4) 補助事業が予定の期間に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告してその指示を受けること。

(5) 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を整備し、事業終了の年度の翌年度から起算して5年間保管すること。ただし、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産で処分制限期間を経過しない場合においては、財産管理台帳及びその他の関係書類を整備保管しなければならない。

(6) 事業実施主体及び取組主体は、補助事業により取得し又は効用の増加した財産については、補助事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従って、その効率的な運営を図ること。

(7) 補助事業により取得し又は効用の増加した財産を知事の承認を得て財産を処分したことにより収入のあった場合は、当該収入の全部又は一部を県に納付させることがあること。

2 前項(2)の規定により、知事に変更の承認を受けようとする場合の変更承認申請書は、様式第2号のとおりとする。

(実績報告)

第7条 規則第12条に規定する実績報告書は、様式第3号のとおりとする。

2 第1項の実績報告書の提出期限は、補助事業完了後30日を経過した日又は補助金の交付

の決定に係る年度の3月31日のいずれか早い日とし、その提出部数は1部とする。

(補助金の交付)

第8条 この補助金は、知事が必要と認めた場合には、概算払で交付することができる。

2 規則第15条に規定する補助金交付請求書は、様式第4号又は第5号のとおりとする。

(財産処分の制限)

第9条 規則第22条ただし書きの規定による財産の処分の制限とする期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数に相当する期間とする。

附則 この要綱は、令和5年度分の補助金から適用する。

附則 この改正は、令和6年3月29日から施行し、令和6年度分の補助金から適用する。

附則 この改正は、令和7年3月25日から施行し、令和7年度分の補助金から適用する。

附則 この改正は、令和8年3月31日から施行し、令和8年度分の補助金から適用する。

(様式第 1 号)

番 号
年 月 日

佐賀県知事 様

住 所
名 称
代表者役職・氏名

〇〇 年度佐賀県乳用牛確保・改良促進対策事業費補助金交付申請書

〇〇 年度において、下記のとおり佐賀県乳用牛確保・改良促進対策事業を実施したいので、〇〇 年度佐賀県乳用牛確保・改良促進対策事業費補助金 金 円を交付されるよう、佐賀県補助金等交付規則及び佐賀県乳用牛確保・改良促進対策事業費補助金交付要綱の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

添付書類：別記様式 1
別紙 1

(別記様式1)

1 事業の目的（又は成果）

--

2 事業の内容及び経費の配分

(1) 高能力な乳用牛の外部導入

取組主体数 (戸)	事業量 (頭) A	補助単価 (円/頭) B	事業費 (円) C	負担区分(円)		備 考
				県補助金 D=A*B	その他 E=C-D	
		初妊牛（乳用種）：70,000 初妊牛（F1, 和牛）：35,000				
計						
消費税				—		
合計						—

(2) 自家育成による後継牛の確保

取組主体数 (戸)	事業量 (頭) A	補助単価 (円/頭) B	事業費 (円) $C=A*B$	負担区分(円)		備 考
				県補助金 $D=A*B$	その他 $E=C-D$	
		20,000				
計						
消費税				—		
合計						—

(3) 高能力な乳用牛の性判別精液の購入

取組 主体数 (戸)	精液名	単価 (円/本) A	事業量 (本) B	事業費 (円) C	控除額 (円) $D=B$ *1,500 円	補助対象 経費 (円) $E=C-D$	補助率 F	負担区分(円)		備 考
								県補助金 $G=E*F$	その他 $H=C-G$	
							1,500 円/本を 超える額の 1/2 以内			
計										
消費税			—		—	—		—		
合計			—				—			—

(4) 簡易妊娠判定技術による早期の妊娠判定

取組主体数 (戸)	単価 (円/本) A	事業量(本) B	事業費 (円) $C = A * B$	補助率 D	負担区分(円)		備 考
					県補助金 $E = C * D$	その他 $F = C - E$	
				検査経費の 1 / 4 以内			
計							
消費税					—		
合計				—			—

(5) 繁殖成績向上のための研修会等の開催

事業内容及び経費内訳	事業量 (人数、資料配布数量等)	事業費 (円)	補助対象 事業費 (円)	補助率	負担区分		備考
					県補助金	その他	
				補助対象 事業費の1 /2以内			
計							
消費税					—		
合計							—

注１）備考欄には、仕入れに係る消費税等相当額について、これを減額した場合には「除税額〇〇〇円　うち県費〇〇〇円」を、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記入するとともに、同税額を減額した場合には計の欄の備考欄に合計額「除税額〇〇〇円　うち県費〇〇〇円」を記入すること。

注２）事業費については、消費税額及び地方消費税額を含む金額を記入すること。

注３）事業費と負担区分において計画と実績が異なる場合は、計画を（　）で上段に、実績を下段に記載すること。

3 事業の効果

--

4 事業完了（予定）年月日

〇〇 年 月 日

5 収支予算（精算）

（1）収入の部

（単位：円）

区分	本年度予算額 (本年度精算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比較増減		備考
			増	減	
県補助金					
その他					
合計					

（2）支出の部

（単位：円）

区分	本年度予算額 (本年度精算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比較増減		備考
			増	減	
佐賀県乳用 牛確保・改 良促進対策 事業費					
合計					

(別紙1)

誓 約 書

私は、下記の事項について誓約します。

なお、県が必要な場合には、佐賀県警察本部に照会することについて承諾します。

また、照会で確認された情報は、今後、私が県と行う他の契約等における身分確認に利用することに同意します。

記

- 1 自己又は団体の役員等が、次のいずれにも該当する者ではありません。
 - (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - (2) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - (3) 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
 - (4) 自己、団体若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
 - (5) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - (6) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - (7) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- 2 1の(2)から(7)に掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人ではありません。

〇〇 年 月 日

佐賀県知事 様

〔代表者の住所又は事務所所在地〕

住 所

〔団体名、代表者の氏名及び代表者の生年月日〕

(ふりがな)

団体名

(ふりがな)

代表者役職・氏名

生年月日（明治・大正・昭和・平成） 年 月 日

- 注1 氏名欄は、本人が自署すること。ただし、申請者が法人の場合は、本申請者の氏名の自署を付記し、法人代表者の氏名を記名することができる。
- 2 申請者が法人の場合にあつては、担当部署の責任者及び担当者の所属部署、役職、氏名及び連絡先を確認することができる書面を添付すること。ただし、他の方法により申請の確認を行うことができる場合は、この限りでない。

県では、行政事務全般から暴力団等を排除するため、申請者に暴力団等でない旨の誓約をお願いしています。なお、内容確認のために佐賀県警察本部へ照会を行う場合があります。

この様式に記載された個人情報、佐賀県乳用牛確保・改良促進対策事業に関する事務の目的を達成するため及び誓約事項の確認のために使用します。

(様式第2号)

番 号
年 月 日

佐賀県知事 様

住 所
名 称
代表者役職・氏名

〇〇 年度佐賀県乳用牛確保・改良促進対策事業費補助金変更承認申請書

〇〇 年 月 日付け畜第 号により補助金交付決定の通知があった〇〇 年度佐賀県乳用牛確保・改良促進対策事業費補助金について、下記に記載した理由により事業の内容及び経費の配分を変更し[金 円の追加交付（減額承認）を受け]たいので、佐賀県補助金等交付規則及び佐賀県乳用牛確保・改良促進対策事業費補助金交付要綱の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

1 変更の理由

2 変更の内容

注1) 金額の変更がない変更申請の場合は[]の分は消去すること。

注2) 「変更の内容」は、補助金交付申請書に準じて作成し、変更の内容が分かるように、変更部分を二段書きとし、変更前を括弧書きで上段に、変更後を下段に記載すること。

(様式第3号)

番 号
年 月 日

佐賀県知事 様

住 所
名 称
代表者役職・氏名

〇〇 年度佐賀県乳用牛確保・改良促進対策事業実績報告書

〇〇 年 月 日付け畜第 号により補助金交付決定の通知があった〇〇 年度佐賀県乳用牛確保・改良促進対策事業について、交付決定通知の内容に従い実施したので、佐賀県補助金等交付規則及び佐賀県乳用牛確保・改良促進対策事業費補助金交付要綱の規定により、関係書類を添えて報告します。

記

注1) 補助金交付申請書の様式に準じて記載し、交付申請書又は変更承認申請書から金額等に変更があった場合は、変更部分を二段書きとし、変更前を括弧書きで上段に、変更後を下段に記載すること。

注2) 添付資料:別紙2 (取組主体ごとに作成すること)

(繁殖成績向上のための研修会等の開催に取り組んだ場合)

- ・研修会の開催内容等が分かる資料
- ・支払いを証する領収書等

(別紙2)

受益農家ごとの取組内容

酪農家名	
------	--

(1) 高能力な乳用牛の外部導入

事業量 (頭) A	補助単価 (円/頭) B	事業費 (円) C	負担区分(円)		備 考
			県補助金 D=A*B	その他 E=C-D	
	初妊牛(乳用種): 70,000 初妊牛(F1, 和牛): 35,000				
計					
消費税			—		
合計					—

(2) 自家育成による後継牛の確保

事業量 (頭) A	補助単価 (円/頭) B	事業費 (円) C=A*B	負担区分(円)		備 考
			県補助金 D=A*B	その他 E=C-D	
	20,000				
計					
消費税			—		
合計					—

(3) 高能力な乳用牛の性判別精液の購入

精液名	単価 (円/本) A	事業量(本) B	事業費 (円) C	控除額 (円) D=B *1,500 円	補助対象 経費 (円) E=C-D	補助率 F	負担区分(円)		備 考
							県補助金 G=E*F	その他 H=C-G	
						1,500 円/ 本を超え る額の 1/2 以内			
計									
消費税		—		—	—		—		
合計						—			—

(4) 簡易妊娠判定技術による早期の妊娠判定

単価 (円) A	事業量(本) B	事業費 (円) C=A*B	補助率 D	負担区分(円)		備 考
				県補助金 E=C*D	その他 F=C-E	
			検査経費の 1 / 4 以内			
計						
消費税				—		
合計			—			—

添付書類

- ☐ 支払を証する領収書等
- ☐ 対象の乳用雌子牛の個体識別情報が確認できる書類
- ☐ 財産管理台帳の写し（別紙 3）

(別紙3)

財産管理台帳

事業実施年度	事業名	事業実施主体名	取組主体名
〇〇 年度	佐賀県乳用牛確保・改良促進対策事業		

耳標番号	取得		初分娩 年月日	処分制限期間		処分の状況		保管場所	摘要
	事業費(円)	取得年月日		耐用年数	処分制限年月 日	承認年月日	処分の内容		

注1)「処分制限年月日」欄には、処分制限の終期を記入すること。

注2)「処分の内容」欄には、譲渡、貸付、売却等を記入すること。

注3)「摘要」欄には、譲渡、貸付先の名称または補助金返還額を記入すること。

注4) この様式により難しい場合は、処分制限期間及び処分の状況を含んだほかの書式をもって財産管理台帳に替えることができる。

(様式第4号)

番 号
年 月 日

佐賀県知事 様

住 所
名 称
代表者役職・氏名

〇〇 年度佐賀県乳用牛確保・改良促進対策事業費補助金交付請求書

〇〇 年 月 日付け畜第 号により補助金交付決定の通知があった〇〇 年度佐賀県乳用牛確保・改良促進対策事業費補助金のうち、下記金額を交付されるよう佐賀県補助金等交付規則及び佐賀県乳用牛確保・改良促進対策事業費補助金交付要綱の規定により請求します。

記

請求額	金		円
内訳	交付決定額	金	円
	交付済額	金	円
	今回請求額	金	円
	残 額	金	円

【補助金振込先】

- ・金融機関名（支店名）
- ・口座の種類
- ・口座番号
（ふりがな）
- ・口座名義

注1）概算払の場合の様式

注2）別紙4の補助金請求一覧表を添付すること。

別紙 4

〇〇 年度佐賀県乳用牛確保・改良促進対策事業費補助金請求一覧表

交付決定額 (県補助金) (A)	既受領額 (B)	今回請求額 (C)	残額 (A - (B + C))	事業完了予定 年月日	備考
円	円	円	円		

(様式第5号)

番 号
年 月 日

佐賀県知事 様

住 所
名 称
代表者役職・氏名

〇〇 年度佐賀県乳用牛確保・改良促進対策事業費補助金交付請求書

〇〇 年 月 日付け畜第 号により確定通知のあった〇〇 年度佐賀県乳用牛確保・改良促進対策事業費補助金として、下記金額を交付されるよう佐賀県補助金等交付規則及び佐賀県乳用牛確保・改良促進対策事業費補助金交付要綱の規定により請求します。

記

請求額		金	円
内 訳	確定補助金額	金	円
	交 付 済 額	金	円
	今 回 請 求 額	金	円
	残 額	金	円

【補助金振込先】

- ・金融機関名（支店名）
- ・口座の種類
- ・口座番号
(ふりがな)
- ・口座名義

注) 精算払の場合の様式